（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第八条の二第十五項」を「第八条の二第十三項」に改め、同条第四号中「第八条の二第十六項」を「第八条の二第十四項」に改め、同条第五号中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十四号を次のように改める。

二十四　削除

第一条第二十五号中「第八条の二第三項」を「第八条の二第二項」に改め、同条第二十六号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改め、同条第二十七号中「第八条の二第五項」を「第八条の二第四項」に改め、同条第二十八号中「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に改める。

第一条第二十九号を次のように改める。

二十九　削除

第一条第三十号中「第八条の二第八項」を「第八条の二第六項」に改め、同条第三十一号中「第八条の二第九項」を「第八条の二第七項」に改め、同条第三十二号中「第八条の二第十項」を「第八条の二第八項」に改め、同条第三十三号中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改め、同条第三十四号中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十項」に改め、同条第三十五号中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改め、同条第三十六号中「第八条の二第十五項」を「第八条の二第十三項」に改め、同条第三十七号中「第八条の二第十六項」を「第八条の二第十四項」に改め、同条第三十八号中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改め、同条第三十九号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改め、同号の次に次の四号を加える。

三十九の二　介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業に係るサービス

三十九の三　介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業に係るサービス

三十九の四　介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活支援事業に係るサービス

三十九の五　介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係るサービス

第一条第四十二号中「第四十二条に規定する障害児入所施設」を「第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援を行う施設又は同条第三項に規定する指定発達支援医療機関（次号において「指定発達支援医療機関」という。）」に改め、同条第四十三号中「第四十三条に規定する児童発達支援センター」を「第七条第二項に規定する障害児入所支援を行う施設又は指定発達支援医療機関」に改め、同条第四十九号中「、第二十四号」を削り、「第二十五号」の下に「、第三十九号の二」を加える。

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部改正）

第十八条　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「含む。）」の下に「、法第百十五条の四十五の三第六項」を加え、「第百十五条の四十七第七項」を「第百十五条の四十七第六項」に改め、同条第四項中「、介護給付費」の下に「、第一号事業支給費（法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。）」を加え、「第百十五条の四十五第六項」を「第百十五条の四十五第一項」に、「法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売に係るもの」を「第一号事業支給費に係るもの」に、「又は総合事業受託者」を「又は指定事業者（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）若しくは総合事業受託者」に、「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改める。

第二条第四項中「総合事業受託者は、」を「指定事業者又は総合事業受託者は、介護給付費等を請求しようとするとき又は」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「又は総合事業受託者」を「又は指定事業者若しくは総合事業受託者（以下「請求事業者」という。）」に改め、同項第一号及び同条第二項中「指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者」を「請求事業者」に改める。

附則第二条第一項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に改め、「とする。）」の下に「又は介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係る指定事業者又は総合事業受託者にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票（第一号事業支給費又は総合事業費の支給に係る審査において必要な場合に限る。）とする。）」を加え、「介護給付費等を」を「介護給付費等又は総合事業費を」に改め、同条第二項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に改め、同条第三項中「介護給付費明細書」の下に「、介護予防・日常生活支援総合事業費請求書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書」を加え、同項の表介護給付費請求書の項の次に次のように加える。

介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	様式第一の二
附則第二条第三項の表訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスに係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書の項中「小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス」を「小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く。）、小規模多機能型居宅介護（短期利用に限る。）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護であって短期利用を除く。）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護であって短期利用に限る。）又は地域密着型通所介護」に改め、同表介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書の項中「又は介護予防小規模多機能型居宅介護」を「、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用に限る。）」に改め、同項の次に次のように加える。	
訪問型サービス費、通所型サービス費又はその他の生活支援サービス費に係る介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	様式第二の三
附則第二条第三項の表介護予防支援介護給付費明細書の項の次に次のように加える。	
介護予防ケアマネジメント費に係る介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	様式第七の三

附則第三条第一項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に、「又は指定介護予防支援」を「若しくは指定介護予防支援又は総合事業」に改め、同条第二項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に改め、同条第三項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に、「又は指定介護予防支援」を「若しくは指定介護予防支援又は総合事業」に改め、同条第四項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に改める。

附則第四条第一項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に改め、「介護給付費等」の下に「又は総合事業費」を加え、「又は指定介護予防支援」を「若しくは指定介護予防支援又は総合事業」に改め、同条第二項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に改め、同条第三項中「指定居宅サービス事業者等」を「請求事業者」に改め、「介護給付費等」の下に「又は総合事業費」を加える。